域社会の持続可能性を確保するための情報通信技術の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一二〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

三十七　東京２０２０オリンピック聖火を活用した地方創生事業に関するイベント関連経費のうち、聖火の展示又は短時間訪問に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額　［新設］

三十八　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額　［新設］

三十九　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額　［新設］

四十　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.3＋×0.5

算式の符号

Ａ　ＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　共同オンライン申請システムの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　地方公共団体における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四十一　令和二年三月十日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用について」に基づき予備費を使用して交付される学校臨時休業対策費補助金を受けて施行する事業に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額　［新設］

四十二　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額　［新設］

2　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定・改訂に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業における広域化等の検討に要するものにあつては平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

2　平成二十八年度から令和二年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、公営企業の経営戦略の策定・改訂に要する経費として当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計一〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。ただし、上水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業における広域化等の検討に要するものにあつては平成二十八年度から令和二年度までの五年度で計二五、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。